

答 申 第 258 号
平成19年3月28日

千葉県議会議長 笹生定夫 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年3月31日付け千議第344号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第337号

平成17年7月25日付けで異議申立人から提起された、平成17年6月23日付け千議第70号、千議第71号、千議第72号及び千議第73号で行った公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県議会議長（以下「議長」という。）が行った、平成17年6月23日付け千議第70号、千議第71号、千議第72号及び千議第73号の公文書不開示決定（以下、「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

議長が行った本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本県の県議会選挙に於ける一票の格差は、県民の信頼の上に成り立つ議会制民主主義にあつて、県議会が犯す県民に対する最大の背信行為と云わねばならない。そして、この不当・違法状態の長期間に亘る放置は決して許されるものではなく、最高裁判例の経緯等からも、その是正は緊急の課題である。この是正措置対応に重い責務を持つ県議会に於ける当該案件の審議に際し、必要不可欠な情報であり、最重要資料として用意されねばならない本件文書が当該関係機関に不存在の筈はなく、又、それが許されるものではない。

県議会として、現行制度での次回選挙の必要性を説くなら、尚更、その審議の内容と経緯に納得性が不可欠であり、その結果が法に謳われる公平の精神を損なうものであつてはならない。県議会として持つ説明責任からも、有るべき本件資料の開示を求め、異議申立てするものである。

第3 議長の説明要旨

議長の説明要旨は以下のとおりである。

1 公文書不開示決定について

(1) 異議申立人は、平成17年6月3日付け公文書開示請求書で、議長に対し「県議会で議員の定数及び選挙区割を検討するに当たって、特例法適用して条例改正を見送った際に全国の例参考にした時の『その資料（全国での例）』」の開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。

(2) これに対し議長は本件決定を行った。

(3) 異議申立人はこれを不服として、平成17年7月25日付けで、不開示決定の取消しを求めて、本件異議申立てを提起した。

2 不開示の理由について

本件開示請求で対象となる公文書は、平成17年2月定例県議会において「千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」を審議するに際し、全国の特例条例（議員の選挙区の特例に関する条例）制定の例を参考にした資料と解釈した。この条例制定については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）を適用して、県議会本会議において議員発議により提案されたものである。当該条例案は、常任委員会への付託を省略し、県議会本会議で審議された。

この際、本会議に提出・配布されたのは当該条例案のみであり、異議申立人が請求する前記請求内容の文書は存在せず、議会としては作成も取得もしていないことから、本件決定に係る公文書不開示決定通知書の開示しない理由を「開示請求に係る公文書を保有していないため」と記載して決定したものである。

また、理由が漏れたため、平成17年10月24日付けで「開示請求に係る文書は作成、取得していないため」を追加明記して異議申立人あてに送付した。

3 異議申立てについて

異議申立人は前記のとおり異議申立ての理由を述べているが、不開示決定をした理由は前記2のとおりであるため、議長としては本件開示請求に係る文書を取得・作成していないし、保有もしていない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び議長の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 諮問までの経緯について

本件開示請求、本件決定及び本件異議申立ての経緯は前記第3、1のとおりである。

本件決定は担当課別に4件の決定を行ったもので、異議申立人はこれらの決定に対し、それぞれ異議申立てを行った。

議長は行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき平成17年9月9日にこの4件の異議申立てを併合し、平成18年2月17日に同法に基づく異議申立人の口頭意見陳述を行い、平成18年3月31日に当審査会へ諮問した。

2 対象となる公文書の存在について

(1) 請求対象文書について

本件開示請求の内容は前記第3、1(1)のとおりである。

平成17年2月定例県議会（以下、「2月議会」という。）では「千葉

県議会議員の選挙区の特例に関する条例」の発議案（以下、「本件議案」という。）が提案されている。本件開示請求の趣旨は、本件議案が提案された際に全国の例を参考にした時の資料で、議長が保有する文書の開示を求めるものと認められる。

(2) 本件開示請求の対象となる公文書の存在について

議長は、前記第3、2のとおり、本件議案の審議に当たり提出されたのは条例案のみであり、対象となる文書は保有していないと説明する。

本件議案は、柏市と沼南町の合併に伴う選挙区の取扱いについて議員発議により提案されたものである。審議に当たり議会内に定数等検討委員会は設置されていない。

その具体的な内容は、合併後の柏市の選挙区について、特例条例を定めて合併前の選挙区のままにしておくというものである。同議案の提案趣旨は、各自治体が合併を模索する最中なので、住民の混乱を招かないよう、合併のたびに選挙区に関する条例を定めるのではなく、特例措置を用いて従前の選挙区のままにするというものである。異議申立人の主張にある一票の格差の是正については国勢調査の数値が出た後に検討するとしており、本件議案の審議事項ではない。

よって、本件議案の審議に当たって全国の例などを参考にする必要は基本的になく、議長がこのような資料を作成、取得していないとしても不自然なことではない。

本件議案に関する2月議会の議事録においても、全国の例などについては言及されておらず、参考資料の存在を裏付けるような発言は認められなかった。

以上のことから、本件開示請求の対象となる公文書を保有していないとする議長の説明に不合理な点はない。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、一票の格差を放置しているのは問題である旨の主張等をしているが、これらは本件異議申立ての判断とは直接関係のない主張であり、当審査会では判断しない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求の対象となる公文書は存在しないものと認められ、本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 3. 31	諮問書の受理
18. 5. 9	議長の理由説明書の受理
18. 11. 21	審議
18. 12. 19	審議
19. 2. 20	審議
19. 3. 16	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年3月16日現在)